

各位

埼玉工業大学

卒業生の子女及び卒業生または在籍者の兄弟姉妹に対する入学金免除制度について（ご案内）

※入学金の返還には、下記の手続きが必要となります。

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本学では入学者に対する支援体制の一つとして「埼玉工業大学」、「埼玉工業大学専門学校」等の卒業生の子女、及び本学卒業生または在籍者の兄弟姉妹に対して、平成18年度から入学金免除制度を設けております。この制度は、保護者のみなさまの経済的負担を軽減し、保護者のみなさまと大学とがより一体となって、学生達が入学時に掲げた目標に向かってますます学研に励めるよう、共に励まし、指導することを目的に制定いたしました。

免除方法は、事務手続の都合上、一度入学金を納入していただき、その後入学金相当額を奨学金として給付とさせていただきます。

なお、他の入学金・学費免除制度により、入学金額以上の金額が免除されているときには、本制度は適用されませんのでご承知おきください。例えば、特別奨学生採用者（A・B・C奨学生）、正智深谷高等学校出身入学者、スポーツ特待生には、本制度は適用されません。その他の免除制度においても同様です。

ただし、ジュニアマイスター・アグリマイスター・全商資格取得奨学金制度採用者については、本制度が適用されますので、入学金免除を申し込むことができます。

※ 国の奨学金等、本学以外の奨学金制度に採用された場合については、併用可

奨学金の給付については、下記書類が必要となります。必ず埼玉工業大学 法人総務課までお問い合わせください。【お問合せ期限：2025年4月18日（金）、書類提出期限：2025年4月30日（水）】

敬具

記

1. 提出書類

① 入学金免除制度奨学金給付願（大学書式） お問合せいただいた後に、お渡しいたします。

② 入学者（新生）が、本学卒業生の子女であることを証明する書類

または

入学者（新生）が、本学卒業生または在籍者の兄弟姉妹であることを証明する書類

住民票、戸籍謄本など、親子関係や兄弟姉妹関係を証明する書類をご提出ください。

※ コピー不可。発行日から3カ月以内の証明書原本をご提出ください。

申請に際しては、①②の書類を以下の書類提出先にご持参、又はご郵送いただきますようお願いいたします。

2. 入学金返還通知について

提出書類を確認させていただいた後に、あらためて返還の通知を送付いたします。

※返還通知の送付については、入学後の6月以降となります（予定）。

書類提出先 (お問合せ先)	〒369-0293 埼玉県深谷市普濟寺 1690 番地 埼玉工業大学 法人総務課 宛 TEL : 048(585)6808 (法人総務課直通) 担当：蝦名 ^{えびな}
------------------	--